

在学生の皆様へ
新型コロナウイルス感染対策に関する留意事項【第18報】

【今回更新する主な変更点】

- ◆PCR検査の留意事項を追加
※詳細は、下記の「4.症状がみられた場合」の4)、「5.新型コロナウイルス感染症患者等との接触」の1)」を確認してください。
- ◆サークル活動の禁止
※詳細は、下記の「9.サークル活動、学生の交流等について」を確認してください。
- ◆「10.ゴールデンウィーク中の県外移動について」の要請事項を削除
- ◆学外実習の中止について
※詳細は、「10.実習等の実施について」を確認してください。

1. 授業等について

1)	・『令和3年度における授業等の実施方針【第1版】R3.2.10理事通知(令和3年度の授業実施方針についてR3.3.30学長・理事通知)』に基づき、実施する。 ・各科目の具体的な実施方法等については、各授業担当教員及び学務課からの指示に従って受講すること。 ・対面授業を受講の際は、不織布マスクを着用すること。
2)	特に、実習科目等については、各学部等の実情に応じて実施する。 科目担当教員や学務課からの指示に従って受講すること。
3)	◆ハイブリット教育による授業(対面授業・遠隔授業)を実施するが、以下の①～③に該当する者は、 対面授業の受講を認めない。(出席停止とする。) ただし、 <u>大学に登校せずに自宅等で遠隔授業を受講できる場合は出席を認める。</u> ①体調不良者(かぜ症状、発熱、味覚・嗅覚異常がある場合) ②海外から入国して2週間が経過していない者 ③自宅待機を要請された者(PCR検査により陽性となった者、濃厚接触者など) 【注】桜ヶ丘地区の病院等実習学生については、「7.臨床実習生・臨地実習生・病院等実習生(学内・学外含む)の移動」を参照
4)	授業科目(講義・演習・実験)以外の研究活動については、本学の『研究活動に係る考え方について(最新版)』に基づき、研究分野や研究手法等、各々の状況に応じて、総合的に考慮の上、研究の実施方法や形態等について適切に判断する必要があるため、所属研究分野へ確認すること。

2. 大学の講義室等の使用について

1)	遠隔授業が自宅等で受講できない学生は、指定された講義室を使用する。
2)	医学科の自習室の使用は、現在の遵守事項を継続し、部分的使用を継続する。 チュートリアル室は、当分の間、授業のみの使用とするが、今後の状況次第で使用の再開を検討する。
3)	歯学部自習室及びゼミ室等の利用は、利用心得を遵守し、「講義室等利用要項」のとおりとする。
4)	自宅待機(登校禁止)となっている学生については、大学の講義室等の使用を禁止する。 ※遠隔授業が自宅等で受講できない場合は、科目担当教員や各教務係に相談すること。

3. 健康確認

1)	大学休業中も、毎朝体温を測定し、症状の有無及び県外への移動歴を健康チェック表に記載(またはmanabaに入力)する。
2)	発熱・咳・咽頭痛がある場合は、大学への登校や外出を控える。左記の症状があり、授業等を欠席した場合は不利益にならないよう代替措置を検討する。
3)	・人と近くで接するときは不織布マスクを着用する。不織布マスクがない場合は、布マスクでも構わない。 ・基本的な感染予防・拡大防止策(手洗い・手指消毒、咳エチケット、外出時のマスク着用等)を徹底する。

4.症状がみられた場合

1)	発熱、咽頭痛、咳や呼吸器症状など異常がある場合は、学生支援係または各教務係に電話またはメールで連絡する。(休日及び時間外を除く) 【学生支援係】 TEL:099-275-6727 E-mail:gakusei@m3.kufm.kagoshima-u.ac.jp
2)	・軽度の感冒症状だけの場合は、自宅で経過をみてもよいが、必要に応じて近くの医療機関を受診する。その際は、渡航歴・国内移動歴を申し出る。 ・国内流行地への訪問歴だけでは、新型コロナウイルスPCR検査の適応にはならない。自己判断でPCR検査を医療機関に無理に依頼することはやめる。
3)	【新型コロナウイルスに関する相談方法の変更】(鹿児島市お知らせ) ・新型コロナウイルスとインフルエンザの検査をどちらも受けられるようにかかりつけ医などで相談・診療・検査を行う方法に変更された。発熱等の症状があるときは、まず医療機関へ連絡すること。 ●相談する医療機関に迷うとき・・・「受診・相談センター」TEL:099-216-1517 ●受診相談を除く一般的な問合せ・・・「コロナ相談かごしま」TEL:099-833-3221 (URL) http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hoyobo-kan/kenko/kenko/ryuko/ryuko/pcrsoudan.html
4)	・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合、または比較的軽いかぜ症状が続く場合(4日以上は必ず)は、地域のかかりつけ医などに電話相談を行う。相談する医療機関に迷うときは「受診・相談センター」(TEL:099-216-1517)に電話で相談して、指示に従う。 ・医療機関を受診し、PCR検査を受検することになった場合やPCR検査の結果が判明した場合は、必ず学生支援係に連絡する。休日及び時間外の場合は、学生生活課へ報告すること【E-mail:gakuseik@kuas.kagoshima-u.ac.jp】 ※ドラッグストアやインターネット等を通じ広告・販売されているものを自己判断で使用せず必ず保健所の受診相談センターや医療機関に相談すること。 ・症状が軽快しても解熱後2日経過するまで、かぜ症状が改善するまで自宅待機し、その後もマスク着用を心がける。

5.新型コロナウイルス感染症患者等との接触【報告必須:直ちに】

1)	確定患者の濃厚接触者として保健所から健康観察下にある方やPCR検査の結果が判明した場合は、学生支援係に連絡する。 ※ドラッグストアやインターネット等を通じ広告・販売されているものを自己判断で使用せず必ず保健所の受診相談センターや医療機関に相談すること。
2)	PCR検査受検者、新型コロナウイルス感染疑い者、濃厚接触疑い者については、所定の様式により学生支援係に提出する。
3)	上記1)2)に該当する方は、本学の休業期間、休日及び時間外は下記メールへ報告する。 【学生部学生生活課長】TEL:099-285-7330 E-mail:gakuseik@kuas.kagoshima-u.ac.jp
4)	原因不明の肺炎患者と接触した場合も、学生支援係に連絡する。

6.県外移動等に関する【全学通知】

1)	『新型コロナウイルス感染拡大に関する通知(第4報)(R3.4.26学長通知)』 (URL) https://www.kagoshima-u.ac.jp/information/2021/02/post-1622.html 【一部抜粋】 ◆ 不要不急の旅行、帰省等は強く自粛を要請する。 (不要不急でない場合もできるだけ自粛する等、慎重に判断する) ◆ 各学部長等は、上記学生の状況を把握するとともに健康観察は毎日チェックすること。
----	---

7.県外への移動について【臨床実習生・臨地実習生・病院等実習生(学内・学外含む)】

※臨床実習・臨地実習については、実習先の基準に従って対応する。

1) 海外	海外渡航は「 禁止 」とする。
2) 国内	<p>◆『新型コロナウイルス感染拡大に関する通知(第4報)(R3.4.26学長通知)』に基づき、下記対応とする。</p> <p>①県外への不要不急の旅行、帰省等については、強く自粛を要請します。 ※不要不急でない場合も、できる限り自粛するなど、慎重に判断すること。</p> <p>②県外への移動を必要とする場合は、「県外地域への移動に関する届出書」を学務課に提出すること。 ※帰鹿後2週間(帰鹿日を含む)は、健康観察を十分に行うこと。 ※届け出がなく、県外移動の事実が発覚した場合は、状況により、何らかの処分の対象とする事がある。 ※大学病院感染制御部が作成している「日本国内の発生状況」に記載している「地域内に広範に感染者が発生している地域(level 3)【※】」に滞在(病院見学等の短期滞在を含む)した場合は、帰鹿後2週間(帰鹿日を含む)は、他の学生との接触を避け、登校しないこと。(対面授業の受講を認めない。)</p> <p>【※】大学病院感染制御部のホームページ(新型コロナウイルス感染症に対する当院での対策→発生地域(国内))を参照 (URL) http://www.kufm.kagoshima-u.ac.jp/~ict/</p> <p>③その他詳細については、各学科教務係からの通知を遵守すること。</p>

8.県外への移動について【病院等実習生 以外】

1) 海外	海外渡航は「 禁止 」とする。
2) 国内	<p>◆『新型コロナウイルス感染拡大に関する通知(第4報)(R3.4.26学長通知)』に基づき、下記対応とする。</p> <p>①県外への不要不急の旅行、帰省等については、強く自粛を要請します。 ※不要不急でない場合も、できる限り自粛するなど、慎重に判断すること。</p> <p>②県外への移動を必要とする場合は、「県外地域への移動に関する届出書」を学務課に提出すること。 ※帰鹿後2週間(帰鹿日を含む)は、健康観察を十分に行うこと。 ※届け出がなく、県外移動の事実が発覚した場合は、状況により、何らかの処分の対象とする事がある。</p> <p>③その他詳細については、各学科教務係からの通知を遵守すること。</p>

9.サークル活動、学生の交流等について

1)	<p>◆医学部及び歯学部の新入生(全学年)については、下記対応とする。 ※医歯学総合研究科及び保健学研究科の新入生(全学年)についても同様とする。</p> <p>①5月10日より当面の間は、本学を含め全てのサークル活動を「禁止」とする。</p> <p>②サークルでのコンパ(飲酒を伴う食事)は、当面の間は「禁止」とする。</p> <p>③コンパ等(懇親会・歓迎会含む)及び学生・友人同士の5人以上の飲食及びカラオケについては、サークルとの関係の有無にかかわらず当面の間は「禁止」とする。</p> <p>④以下の事項1～6を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3つの密(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)の回避 手指の洗浄及び消毒 密閉空間(換気の悪い又は常時換気できない場所)での定期的な換気 マスクの着用が困難な状況、密接場面(スポーツ中や飲食中)では会話を控える。 4のマスク着用が困難な状況・場面以外では必ずマスクを着用する。 ※特に次の場面でのマスク着用を徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・体育系サークルの活動開始前、終了後の打合せ、歓談、準備、清掃、片付け、活動場所への移動中(自転車、車、公共交通機関) ・飲食の際の歓談、帰宅の際の車中等 サークル活動前には必ず体調チェックを行い、体調不良の場合は参加を取りやめ、自己判断せずに主将、顧問教員、相談窓口等に必ず相談する。 <p>⑤その他、下記事項2)～5)についても要請します。</p>
2)	コンパ等(懇親会・歓迎会含む)は、「 禁止 」とする。
3)	友人との会食や飲み会、サークル関係など多人数での集団行動、課外活動におけるイベント・合宿においては、感染リスクが高まる「5つの場面」(①飲酒を伴う懇親会 ②大人数や長時間に及ぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり)を避けて行動すること。
4)	外出については、「感染防止策が徹底できていないなど、クラスター発生のおそれが高い施設」や「3つの密(密閉・密集・密接)のある場」は、徹底的に避ける。
5)	日常生活(アルバイトを含む)については、鹿児島県ホームページ『新しい生活を徹底しましょう』(最新版)に基づき、医療人育成学部の学生として自覚ある行動をとる。 (URL) http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/kansensho/new-lifestyle.html

10.実習等の実施について

	◆鹿児島県の感染拡大状況を考慮し、下記対応とする。
1)	①学外の実習は、5月10日より当面の間は、鹿児島大学病院での学内実習へ切り替える。 ②学外実習を中止する期間の県内の対面での病院見学は、「禁止」とする。

【注】上記内容は、今後の新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により適宜見直す可能性があるため、定期的に、所属学部のホームページで最新の情報を確認すること。
なお、緊急を要する場合は、メール配信にて周知します。